

## ○総務文教委員長報告

総務文教委員長 東 谷 伸 治

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第47号鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は、6月19日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第47号 鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について」であります。地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の1か月以上の期間において、事業等の収入が前年同期に比べ概ね20パーセント以上減少し、一時に納付し、又は納入を行うことが困難な、納税義務者、特別徴収義務者に対して、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する市税について1年間の徴収猶予を行う制度の周知方法について質疑があり、理事者からは、パンフレットを作成し、相談窓口となる商工会議所等の団体にも配付し活用していただくとともに、市広報紙及び市公式ウェブサイト上で周知を行っているとの説明を受けました。委員からは、市広報紙等で周知を行っても、制度を知らない方もおり、どのようにすれば知っていただけるようになるのか、その周知方法を検討する必要があるのではないかと意見がありました。

また、委員からは、徴収猶予の件数について質疑があり、理事者からは、6月15日時点で30件であるとの説明を受けました。

また、委員からは、政府の自粛要請等を踏まえて、文化庁やスポーツ庁に指定を受け、種々の要件に該当した、文化芸術・スポーツ等のイベント等を中止等した場合に、チケット等を購入した観客等がその払戻しを受けることを辞退したことにより、市・県民税の寄附金控除の対象となる鳴門市内のイベント等の件数について質疑があり、理事者からは、確定申告の時期までに把握したいとの説明を受けました。委員からは、この制度を周知するためにも、例示的にこのようなイベントが対象となるというような説明が出来れば、よりわかり易くなるのではとの意見がありました。

さらに、委員からは、支援制度が複雑であることから、相談会の開催などを検討してはとの質疑があり、確定申告との関係もあり、税務署等と協議をしたいとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第48号 鳴門市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を変更するなど、所要の

改正を行うものであります。

委員からは、本市における、損害補償を受けた件数について質疑があり、理事者からは、障害補償年金や遺族補償年金などを支給している事例はないが、昨年、療養補償については、公務中に負傷したことがあり、2件あったとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第52号 和解について」であります。相手方が運転する車が市の所有する建物に衝突した案件に係る相手方との和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、和解条項にある相手方が行うことのうち、旧教育委員会棟から鳴門市が指示する倉庫への荷物搬入とあるが、何処に搬入するののかとの質疑があり、理事者からは、事故が起きた倉庫の前にある、使用されていない平屋建て倉庫を考えているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。